

2 鹿児島市内水域に係る上乘せ排水基準

適用区域：稲荷川，甲突川，新川，脇田川，永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域

区分		業 種		項目及び許容限度					
				水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		浮遊物質量(単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数(単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)
					日間 平均	最大	日間 平均	最大	日 間 平 均
昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあつては、昭和54年7月9日)前に設置されている特定事業場(特定施設の設置の工事を行っているものを含む。)	下水道処理区域内のもの	全てのもの		5.8～8.6	20	25	50	70	800
	下水道処理区域外のもの	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの		30	40	40	60	
			排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの		80	100	90	120	
			排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800
		畜産食料品製造業	5.8～8.6	30	40	40	60	800	
		野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	5.8～8.6	90	120	80	100	800	
		米菓製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	800	
		飲料製造業	5.8～8.6	90	120	80	100	800	
		麺類製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	800	
		豆腐製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	800	
		紡績業、繊維製品製造業又は染色整理業	5.8～8.6	60	80	80	100	800	
		紙製造業	5.8～8.6	60	80	80	100	800	
		生コンクリート又はセメント製品製造業	5.8～8.6			30	40	800	
		ガス供給業	5.8～8.6	30	40	40	60	800	
		酸又はアルカリによる表面処理施設を有するもの	5.8～8.6	30	40	30	40	800	
		水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設を有するもの	5.8～8.6	30	40	40	60	800	
		洗濯業	5.8～8.6	60	80	80	100	800	
		写真現像業	5.8～8.6	30	40	30	40	800	
		自動式車両洗浄施設を有するもの	5.8～8.6			30	40	800	
		し尿処理施設を有するもの	5.8～8.6	30	40	50	70	800	
	その他のもの	5.8～8.6	120	160	150	200	800		
昭和48年4月1日(永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあつては、昭和54年7月9日)以後の設置に係る特定事業場	全てのもの	排出水量2,000立方メートル以上のもの		5	10	10	20		
		排出水量2,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	20	25	30	40	800	

備考 1 「特定事業場」とは，法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。

2 「下水道処理区域」とは，下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。

3 「排出水量」とは，特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。

4 「日間平均」による許容限度は，1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

- 5 昭和 48 年 4 月 1 日（永田川及び和田川並びにこれらに接続する公共用水域に係るものにあつては、昭和 54 年 7 月 9 日）前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事を行っているものを含む。）のうち下水道処理区域外のものが下水道処理区域内のものとなったときは、当該特定事業場は、下水道処理区域内のものとなった日から起算して 1 年間は、なお下水道処理区域外のものとみなして、この表の規定を適用する。
- 6 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排出水量が 30 立方メートル未満の特定事業場については、適用しない。
- 7 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和 54 年 5 月 10 日以後において一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和 54 年 5 月 10 日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事を行っていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。
- 8 この表に掲げる上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令第 2 条に規定する検定方法による検出値である。